

○ 検疫業務

検疫所は、検疫法に基づき、国内に常在しない感染症の病原体の国内侵入及びまん延を防止するため、海港や空港で海外から来航する全ての人、貨物及び航空機や船舶に対して検疫を行い、患者を発見した場合には、隔離、停留、消毒等の防疫措置を行っている。

(1) 検疫の対象となる感染症

検疫所が検疫の対象とする感染症を「検疫感染症」といい、検疫法第2条に掲げられている14種類の感染症（下表参照）である。

なお、新型コロナウイルス感染症は、検疫法第34条で指定されている。

検疫法	感染症法に基づく分類	感染症の種類
検疫法 第2条第1号	一類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・エボラ出血熱 ・クリミア・コンゴ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・ペスト ・マールブルグ病 ・ラッサ熱
検疫法 第2条第2号	新型インフルエンザ等 感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・新型インフルエンザ※1及び再興型インフルエンザ※2
検疫法 第2条第3号	二類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・中東呼吸器症候群(MERS) ・鳥インフルエンザ(H5N1)及び鳥インフルエンザ(H7N9)
	四類感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・デング熱 ・マラリア ・チクングニア熱 ・ジカウイルス感染症
検疫法 第34条	指定感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症

※1 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

※2 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

(2) 船舶・航空機の検疫

検疫所では、検疫法に基づき検疫前の通報及び船内または機内の衛生状態等を示した明告書等の提出を受け、感染症の病原体による汚染のおそれの有無を確認するとともに、検疫感染症の流行地から来航した乗員・乗客等については、サーモグラフィー(赤外線放射温度計)等による体温スクリーニングを実施している。通報、書面または体温スクリーニング等で有症者が発見された場合や自己申告が

あった場合は、検疫官による健康相談や質問、診察を行い、必要に応じて検査を実施する。

また、重篤な感染症については、疑い患者を隔離するために入院を委託した感染症指定医療機関へ速やかに搬送し、必要があれば停留・消毒等の措置を行う。

① 船舶の検疫

- ・臨船検疫：港内の検疫区域に停泊させ、検疫官が船舶に乗り込み、船内における乗員・乗客等の健康状態及び船内の衛生状態を確認する。
- ・着岸検疫：岸壁に着岸させた後、検疫官が船舶に乗り込み、船内における乗員・乗客等の健康状態及び船内の衛生状態を確認する。また、船舶を岸壁に着岸させた後、船内で船医等に乗員乗客の健康状態に関する質問（ドクターインタビュー）を行った後に、下船してくる乗客に対し、クルーズターミナル内で検疫を行うこともある。
- ・無線検疫：乗員・乗客等の健康状態等について、船舶からの報告をもとに書面にて審査を行い、直接船舶へ出向くことなく検疫を行う。



着岸させたクルーズ客船に対する検疫

② 航空機の検疫

- ・機内検疫：到着した航空機に検疫官が乗り込み、乗員・乗客に対し、サーモグラフィーによる体温スクリーニング及び健康状態等の確認を行う。
- ・ブース検疫：入国エリアの所定の場所（検疫ブース）で乗員・乗客に対しサーモグラフィーによる体温スクリーニング及び健康状態等の確認を行う。

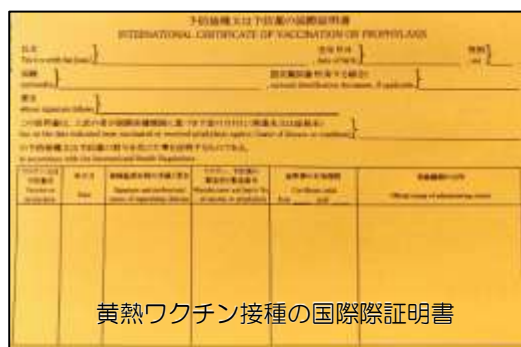


航空機の乗客等に対する検疫

○ 健康相談及び出国前の予防接種

海外では日本国内で発生していない感染症が常在している国があり、検疫所では渡航者に対し自分の身を守るために事前に渡航国の情報を出国前に入手することを奨めている。また、検疫所は感染症から身を守る手段として必要な予防接種の実施や海外生活で病気に罹らないようにするための注意事項などのアドバイスを実施し、帰国（入国）後の健康相談も行っている。

また、空港支所では黄熱ワクチンの接種に関する相談業務（渡航・滞在予定の地域に応じたワクチン接種の必要性の有無について）、ワクチン接種及びワクチン接種証明書（イエローカード）の発行（又は再発行）を行っている。



黄熱ワクチン接種の国際証明書